

議案第20号

調布市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年2月29日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

審査申出書の記載事項を改めるとともに決定書の記載事項を定めるほか、
所要の改正及び規定の整備を行うため、提案するものであります。

調布市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

調布市固定資産評価審査委員会条例（昭和30年調布市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「ことを目的」を「もの」に改める。

第4条第2項第1号中「住所」を「住所又は居所」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「住所」を「住所又は居所」に、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条」を「行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、その旨を書面で委員会に届け出なければならない。

第5条第2項中「前項の」を「前項の規定による」に、「場合」を「と認めた場合」に改め、同条第3項中「第1項の」を「第1項の規定による」に、「場合」を「と認めた場合」に改める。

第6条に次の1項を加える。

4 委員会は、審査申出人から反論書の提出があった場合においては、これを市長に送付しなければならない。

第7条第2項中「前項の」を「前項に規定する」に改め、同条第3項第3号を次のように改める。

(3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項

第 8 条第 3 項中「認める」を「認めた」に改め、同条第 8 項第 5 号を次のように改める。

(5) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項
第 9 条第 2 項第 4 号を次のように改める。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項
第 1 0 条第 2 項第 4 号を次のように改める。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項
第 1 1 条第 1 項中「する」を「した」に、「決定書」を「次の各号に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した決定書」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 主文
- (2) 事案の概要
- (3) 審査申出人及び市長の主張の要旨
- (4) 理由

第 1 1 条第 2 項中「の通知」を「本文の規定による通知」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の調布市固定資産評価審査委員会条例の規定は、平成 2 8 年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（以下「申出」という。）について適用し、平成 2 7 年度までの申出（申出期間の初日が平成 2 8 年 4 月 1 日以後である申出を除く。）については、なお従前の例による。